

【中国】国家科学技術奨励条例の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2020年10月7日、国家科学技術奨励条例が改正された。国家科学技術賞の各賞について、授与基準や指名制に基づく審査の流れを明確化し、選考の厳格性を高める規定を整備した。

1 背景と経緯

「大衆創業・万衆創新（大衆による起業・万人によるイノベーション）」をスローガンに、イノベーションによる成長を目指す中国では、2016年に中国共産党中央及び国務院が「国家イノベーション駆動発展戦略」¹を制定し、毎年の国家科学技術賞（表参照）の選考を、従来の推薦制²から指名制に変更する等の制度改革の骨子を示した。2017年5月、国務院が「科学技術奨励制度改革の深化に関する方案」³を策定し、国家科学技術賞について、指名制の導入のほか、審査基準の明確化、審査体制の透明性、信頼性強化等の方針を示した。その内容に基づき、部分的な試行が行われ、制度の整備が進められた⁴。2020年10月7日、国務院で国家科学技術奨励条例（1999年制定、2003年改正。全5章26か条）が改正され、同12月1日に施行された⁵。

2 概要

(1) 章構成

全5章38か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：国家科学技術賞の設置（第8条～第13条）、第3章：国家科学技術賞の指名、評価審査及び授与（第14条～第27条）、第4章：法的責任（第28条～第35条）、第5章：附則（第36条～第38条）。

(2) 原則

授与対象を個人又は組織として中国公民に限定せず、条例制定の目的にイノベーション型国家・世界的科学技術強国の建設を追加する（第1条）。国家科学技術賞は国の戦略的必要性及び中長期科学技術発展計画⁶と緊密に結び付かねばならず、国は自然科学の基礎研究及び応用基礎研究に対する奨励を強化し、自然科学賞は先見性・理論性を、技術発明賞は独創性・実用性を、科学技術進歩賞は革新性・収益性を重視すべきことを規定する（第3条）。国が設置する国家科学技術奨励委員会には、評価審査委員会のほか、新たに監督委員会を設ける（第7条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

¹ 「中共中央 国务院印发《国家创新驱动发展战略纲要》」2016.5.19. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2016-05/19/content_5074812.htm>

² 各機関に推薦数の指標が通知され、受賞を希望する研究員が申請し、所属機関が選別した上で奨励事務局に推薦するもの。指標数の設定に学界が関与できず、本人が申請書を作成するため、過剰評価等の不正を生む危険性等が指摘されていた。李志民「“推荐制”改为“提名制”：谁提名、谁答辩最关键」『中国科学报』2020年11月2日。

³ 「国务院办公厅印发关于深化科技奖励制度改革方案的通知」2017.6.9. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-06/09/content_5201043.htm>

⁴ 例えば、旧条例に無い監督委員会の設置を定める奨励委員会規約等が2019年に制定された。「国家科学技术奖励委员会章程」国家科学技术奖励工作办公室 <<http://www.nosta.gov.cn/web/detail.aspx?menuID=183&contentID=2779>>

⁵ 「国家科学技术奖励条例」2020.10.27. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-10/27/content_5555074.htm>

⁶ 2020年までの科学技術政策の基本方針・計画、達成すべき目標を設定し、重要な各研究分野について優先的に取り組むべきテーマ等を示す。「国家中长期科学和技术发展规划纲要（2006-2020年）」中国政府网 <http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_240244.htm> を参照。

(3) 各賞の受賞資格等

最高科学技術賞（第8条）、自然科学賞（第9条）、技術発明賞（第10条）、科学技術進歩賞（第11条）、国際科学技術協力賞（第13条）について、受賞資格等を定める（表参照）。

(4) 国家科学技術賞の指名、評価審査及び授与

国は指名制度を実施し、自薦を受け付けない。条件を満たす専門家・学者・組織等、国の機関・中央軍事委員会の関係部門等、省級等の地方政府等が候補者を指名する（第14条）。指名者は説明資料を提出し、その内容の正確性等に責任を負わなければならない（第15条）。

国务院科学技術行政部門は、各専門分野に精通し、高い学術レベルと科学道徳を有する評価審査専門家のデータベースを作成しなければならない（第17条）。評価審査委員会は専門家の中から評価審査グループを選出し、同グループは初期評価案を作成して評価審査委員会に提出する責任を負う（第19条）。評価審査委員会は初期評価案を審査し、各賞の受賞者と賞の等級を奨励委員会に提案し、監督委員会は、指名、評価審査、異議処理の全過程を監督し、奨励委員会に監督状況を報告し、奨励委員会は評価審査委員会の提案と監督委員会の報告に基づき、各賞の受賞者と等級を決議する（第20条）。国务院科学技術行政部門は、指名者、評価者及び候補者の科学研究上の重大背信行為を記録するデータベース⁷を作成する責任を負う（第24条）。

(5) 法的責任

候補者等による公平・公正を損なう活動（第28条）、評価審査者による紀律違反（第29条）、受賞者による不正（第30条）、指名者による虚偽情報の提供等（第31条）について処分を定める。重大背信行為は記録され、全国信用情報共有システム⁸で共有される（第33条）。

表 国家科学技術賞各賞の受賞資格等

賞名	等級	受賞資格	2019 授賞数	授与品
国家最高科学技術賞	等級なし (第8条)	①科学技術の先端でブレークスルーを実現し、又は科学技術の発展で傑出した功績があった、②イノベーションや成果の実用化・産業化で、経済・社会・環境上の利益を生み、又は国の安全維持に大きく貢献した中国公民（第8条）	2名	国家主席名 で褒章・証書・賞金 800万元/名
国家自然科学賞	特等（特に重要なものに授与可）	基礎研究や応用基礎研究で自然現象・法則を解明し、重要な科学的発見をした個人（第9条）	一等 1件 二等 45件	国务院から 証書・賞金
国家技術発明賞	同上	科学技術の知識を応用して製品・技術・材料・装置等の重要な技術的発明をした個人（第10条）	一等 3件 二等 62件	特等 150万 一等 30万 二等 15万 元/件
国家科学技術進歩賞	一等 二等 (第12条)	革新的な科学技術の成果を完成し、応用し普及させ、科学技術の進歩や経済社会の発展に際立った貢献をした個人又は組織（第11条）	特等 3件 一等 22件 二等 160件	
中華人民共和国国際科学技術協力賞	等級なし (第13条)	中国の科学技術事業に大きく貢献した次の外国人又は組織：①中国との共同研究等により重要な科学技術的成果を得たもの、②中国のため先進的な科学技術を伝授し、人材を育成し、顕著な成果を上げたもの、③中国と外国との間の科学技術の交流・協力に貢献したもの（第13条）	10名	国务院から 褒章・証書 (第22条)

(注) 1 人民元は、約 15.6 円（令和 2 年 12 月分報告省令レポート）

(出典) 国家科学技術奨励条例；「2019 年度国家科学技术奖励大会」科学技术部 <<http://www.most.gov.cn/ztzl/gjckxjsjldh/jldh2019/index.htm>>; 「两部门关于调整国家科学技术奖奖金标准的通知」中国政府网 2019.1.9. <http://www.gov.cn/xinwen/2019-01/09/content_5355997.htm> を基に筆者作成。

⁷ 法規・紀律に違反し、重大な影響を及ぼす科学研究上の不正行為について、違反者氏名、違反状況、処罰する組織、責任者、処罰根拠等の情報が記録される。「关于印发《国家科技计划（专项、基金等）严重失信行为记录暂行规定》的通知」国家科学技术奖励工作办公室 <<http://www.nosta.gov.cn/web/detail.aspx?menuID=88&contentID=2776>>

⁸ 国家発展・改革委員会が構築した、全国の行政許可・処分、債務等の賞罰・信用情報を収集・登録するシステム。